

## 高度言語情報融合フォーラム 規約改定

高度言語情報融合フォーラム規約（以下「規約」という。）第14条第8項の規定に基づき、規約の一部を下記のように改定する。改定後の規約を別紙1にあげる。

### 記

#### 規約新旧対照表

改正案	現行
<p>(会 員)</p> <p>第4条 本会の会員は、第2条の目的に賛同し、前条の事業遂行に協力する意志を有する者であつて、<u>次条に規定する会員の種別のいずれかに該当する者をいう。</u></p>	<p>(会 員)</p> <p>第4条 本会の会員は、第2条の目的に賛同し、前条の事業遂行に協力する意志を有する法人、団体及び有識者とする。</p>
<p>(種 別)</p> <p>第5条 会員は、<u>正会員及び、特別会員及び外国特別会員とする。</u></p> <p>(1) <u>正会員 法人又は団体（いずれも(2)に規定する者及び外国に本拠を有する者を除く。）</u></p> <p>(2) <u>特別会員 有識者、学校（学校教育法又は主務大臣の認可に基づき設置されたものに限る。）、国又は地方公共団体、並びに特定非営利活動法人（いずれも外国に本拠を有する者を除く。）</u></p> <p>(3) <u>外国特別会員 外国に本拠を有する大学、公的研究機関及びこれらに準ずる者</u></p> <p><u>2 会員となろうとする者の、会員となる資格の有無について嫌疑のある場合には、幹事会が資格の有無を判断する権限を有するものとする。</u></p> <p><u>3 外国特別会員は第14条の総会への出席権及び議決権を有しない。</u></p>	<p>(種 別)</p> <p>第5条 会員は、<u>正会員及び特別会員とする。</u></p> <p>(1) <u>正会員 法人又は団体（いずれも(2)に規定するものを除く。）</u></p> <p>(2) <u>特別会員 有識者、学校（学校教育法又は主務大臣の認可に基づき設置されたものに限る。）、国又は地方公共団体、並びに特定非営利活動法人。</u></p>

<p>(退会及び除名)</p> <p>第9条 本会を退会しようとするものは、書面をもってその旨を届け出なければならない。</p> <p>2 <u>会員について以下の事実が明らかとなった場合には、幹事会の議決により当該会員を除名することができる。ただし、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。</u></p> <p>(1) <u>入会時の申告事項に虚偽があった場合</u></p> <p>(2) <u>入会条件に違反している場合</u></p> <p>(3) <u>本会の活動趣旨に反し会員にふさわしくない行為があった場合</u></p> <p>(4) <u>本会の名誉を毀損した場合</u></p> <p>(5) <u>法令に違反した場合又は法令上会員資格を継続できない場合</u></p> <p>(6) <u>行政機関により取引を制限すべきものと指定されている者又は取引を制限すべき国に居住し又は本拠を置くものである場合</u></p> <p>(7) <u>会員が以前に本会を除名させられた者である又はそのものと実質的に同一視できる者である場合</u></p> <p>(8) <u>会員が実在しない場合</u></p> <p>(9) <u>本会の規約に違反した場合</u></p> <p>(10) <u>第三者の著作権その他の知的財産権を侵害した場合</u></p> <p>(11) <u>破産・民事再生・会社更生・特別清算その他の申立があった場合又は会員に後見人が付された場合</u></p>	<p>(退会及び除名)</p> <p>第9条 本会を退会しようとするものは、書面をもってその旨を届け出なければならない。</p> <p>2 <u>会員が本会の規約に違反した場合又は活動趣旨に反し会員にふさわしくない行為があった場合は、幹事会の議決により当該会員を除名することができる。ただし、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。</u></p>
<p>(入会金の不返還)</p> <p>第10条 会員は、退会又は除名された後は、<u>会員としての権利を失う。当該会員には、すでに本会に納入した入会金は返還されない。</u></p>	<p>(入会金の不返還)</p> <p>第10条 会員は、退会又は除名された後は、<u>会員としての権利を失い、すでに本会に納入した入会金は返還しない。</u></p>

<p>(役員)</p> <p>第11条 本会には次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1名</p> <p>(2) 副会長 若干名</p> <p>(3) 会計監査役 2名以内</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 役員は、総会において<u>会員(ただし外国特別会員を除く)</u>の中から選任する。</p>	<p>(役員)</p> <p>第11条 本会には次の役員を置く。</p> <p>(1) 会長 1名</p> <p>(2) 副会長 若干名</p> <p>(3) 会計監査役 2名以内</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>5 役員は、総会において<u>会員の中から</u>選任する。</p>
<p>(総会)</p> <p>第14条 総会は、<u>会員(ただし外国特別会員を除く)</u>をもって構成する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 総会に出席できない<u>会員(ただし外国特別会員を除く)</u>は、総会の議長又は他の出席会員にその権限を委任することができる。この場合、委任者は、総会に出席したものとみなす。</p> <p>5 総会は、<u>総ての会員(ただし外国特別会員を除く)</u>の2分の1以上の出席をもって成立する。</p>	<p>(総会)</p> <p>第14条 総会は、<u>会員をもって</u>構成する。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 総会に出席できない会員は、総会の議長又は他の出席会員にその権限を委任することができる。この場合、委任者は、総会に出席したものとみなす。</p> <p>5 総会は、<u>総会員の2分の1以上の出席</u>をもって成立する。</p>
<p>(幹事会)</p> <p>第15条 本会に幹事会を置く。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 幹事は、会長が<u>会員(ただし外国特別会員を除く)</u>の中から指名し、総会の承認を受けるものとする。</p>	<p>(幹事会)</p> <p>第15条 本会に幹事会を置く。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 幹事は、会長が<u>会員の中から</u>指名し、総会の承認を受けるものとする。</p>
<p>(企画推進委員会)</p> <p>第16条 本会に企画推進委員会を置く。</p> <p>2 企画推進委員会は、<u>推進委員をもって</u>構成し、<u>推進委員は会員(ただし外国特別会員を除く)</u>の中から会長が委嘱する。企画推進委員会には、会長が指名する委員長を置き、会を統括する。</p>	<p>(企画推進委員会)</p> <p>第16条 本会に企画推進委員会を置く。</p> <p>2 企画推進委員会は、<u>推進委員をもって</u>構成し、<u>推進委員は会員の中から</u>会長が委嘱する。企画推進委員会には、<u>会長が指名する委員長</u>を置き、会を統括する。</p>

<p>(事務局)</p> <p>第18条 本会に事務局を置く。</p> <p>2 本会の事務局は、独立行政法人情報通信研究機構および一般財団法人テレコム先端技術研究支援センター内に置く。</p>	<p>(事務局)</p> <p>第18条 本会に事務局を置く。</p> <p>2 本会の事務局は、独立行政法人情報通信研究機構および財団法人テレコム先端技術研究支援センター内に置く。</p>
<p>(正本)</p> <p><u>第21条 本規約については日本語文のものを正本とする。本規約が日本語以外の言語に翻訳されたものについては、本規約の解釈に用いない。</u></p>	
<p>(その他)</p> <p>第22条 この規約に定めるもののほか、本会の運営上必要な事項は、会長が別に定めるものとする。</p>	<p>(その他)</p> <p>第21条 この規約に定めるもののほか、本会の運営上必要な事項は、会長が別に定めるものとする。</p>

附 則

改正規約は、平成24年9月28日から施行する。